

株 主 各 位

川 崎 市 中 原 区 荏 宿 45 番 1 号

帝国通信工業株式会社

代表取締役社長 羽生 満寿夫

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染拡大防止に向けて、株主の皆様への安全、安心を最優先に本株主総会へのご出席を極力控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 川崎市中原区荏宿45番1号
帝国通信工業株式会社 本社会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第99期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第99期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.noble-j.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社は新型コロナウイルス感染拡大防止と株主の皆様の安全を第一に考え、ご来場を控えていただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

### <株主様へのお願い>

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。特にご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

### <ご来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、サーモグラフィーによる検温を行わせていただき、発熱が確認された場合や体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断りすることやご退出をお願いする場合がございます。予めご了承ください。
- ・ご来場の際にはアルコール消毒液の使用とマスクの着用をお願いいたします。

### <当社の対応について>

- ・当社役員、従業員においては、日ごろからアルコール消毒、マスク着用など感染防止に努めております。当日の出席役員、スタッフのマスク着用をご了承願います。
- ・お席は受付順でご案内させていただきますが、会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご入場いただけない場合がございます。
- ・株主総会所要時間の短縮を目指して運営いたします。株主様からのご質問、ご発言につきましても、回数、時間の制限をさせていただく場合がございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、本総会の運営に大きな変更が生じる場合には当社ウェブサイト（アドレス<https://www.noble-j.co.jp>）に掲載させていただきます。

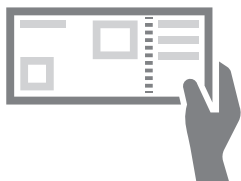
以上

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席される場合

### 株主総会ご出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



株主総会  
開催日時

2021年6月29日（火曜日）  
午前10時00分

## 株主総会にご出席されない場合

### 書面郵送

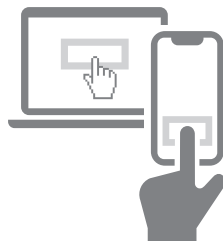


議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）  
午後5時45分到着分まで

### インターネット



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限

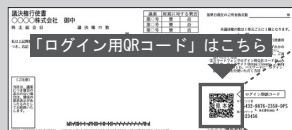
2021年6月28日（月曜日）  
午後5時45分まで

# インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

## スマートフォンの場合

### QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票（右側）



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

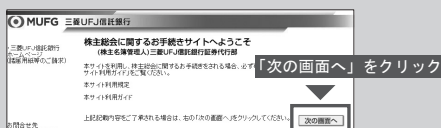
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は下記のご案内に従ってログインしてください。

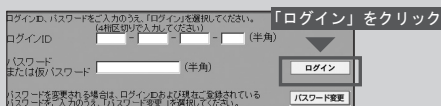
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 議決権行使サイトのご利用方法

#### 1 議決権行使サイトにアクセスする



#### 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



#### 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2021年6月28日（月曜日））の午後5時45分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

 0120-173-027

（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後9時まで

(添付書類)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、第1四半期では新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、各国政府による都市封鎖や企業の操業停止など経済活動が抑制され、急激に景気が減速しました。第2四半期に入り、緩やかに経済活動が再開し景気回復の兆しを見せ、第3四半期以降は各国において実施された財政支援策、ワクチン接種の開始などにより世界各地で景気が回復傾向となりました。一方で変異種の出現などにより一部の地域では感染が再拡大しており、各国政府の財政圧迫懸念など世界経済の先行きは不透明感が継続しております。米国では、経済政策による個人消費が増加し、また、設備投資等の拡大により、景気の回復が緩やかに進みました。アジアでは、中国において内需や輸出が拡大し景気の回復が続いており、我が国においては、変異種による感染の再拡大が懸念されていますが、輸出や設備投資が増加し回復基調にあります。

当社グループの属するエレクトロニクス業界では、新型コロナウイルス感染症による巣ごもり需要により堅調であったゲーム機関連市場に加え、自動車市場においては、一時期大きく落ち込みましたが、自動運転やEV等の環境対応車へのシフトによる自動車関連市場向け部品の需要が拡大しております。一方、材料価格高騰や半導体などの供給不足などのリスク要因もあり不透明感が強くなっております。

このような状況の中、当社グループは、生産性向上とコストダウンを目的に、省人化・自動化設備の導入及び生産管理システムの刷新を全事業所への展開を継続しております。関連事業所においてはカーボンニュートラルを念頭においた構造の工場が2021年1月より稼働開始しました。一方、新型コロナウイルス感染症対策を行うことで感染防止に努め、材料、素材や部品調達からお客様までのサプライチェーンを確保すると共に、固定費の抑制に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は120億22百万円（前年同期比3.8%減）となりました。営業利益は7億55百万円（前年同期比21.0%増）、経常利益は8億83百万円（前年同期比18.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億55百万円（前年同期は84百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

電子部品事業の業績の概況は次のとおりであります。

ゲーム機市場向けは堅調を維持しましたが、自動車電装向け、生活家電向けは、第3四半期以降急激に回復しましたが、一部の原材料入手難等の問題もあり、上半期の落ち込みをカバーしきれず全体としては前年比マイナスとなりました。

この結果、電子部品の売上高は115億10百万円（前年同期比3.0%減）となり、営業利益は7億5百万円（前年同期比27.7%増）となりました。

その他の事業では、環境対応緩衝材が半導体関連市場向けや医療機器向けに順調に推移しましたが、機械設備の製造販売は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、低調でした。

この結果、その他事業の売上高は5億11百万円（前年同期比18.6%減）、営業利益は25百万円（前年同期比51.3%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、10億66百万円であります。その主なものは、電子部品事業において合理化投資など省力化等機械設備4億34百万円であります。これらは自己資金で賄いました。

## ③ 資金調達の状況

資金調達につきましては、増資及び社債の発行は行っておりません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                     | 2017年度<br>第96期 | 2018年度<br>第97期 | 2019年度<br>第98期 | 2020年度<br>第99期(当期) |
|-----------------------------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 売 上 高                                   | 14,329百万円      | 13,207百万円      | 12,499百万円      | 12,022百万円          |
| 経 常 利 益                                 | 1,131百万円       | 1,291百万円       | 748百万円         | 883百万円             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失(△) | 779百万円         | 953百万円         | △84百万円         | 755百万円             |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)           | 79.44円         | 97.06円         | △8.55円         | 76.74円             |
| 総 資 産                                   | 26,454百万円      | 25,504百万円      | 24,575百万円      | 27,270百万円          |
| 純 資 産                                   | 22,133百万円      | 21,663百万円      | 21,202百万円      | 23,063百万円          |
| 1株当たり純資産額                               | 2,209.07円      | 2,157.30円      | 2,110.94円      | 2,296.87円          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第97期の期首から適用しており、第96期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

| 会 社 名                        | 資 本 金      | 当 社 の<br>出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                 |
|------------------------------|------------|------------------|-------------------------------|
| 須 坂 帝 通 株 式 会 社              | 27百万円      | 100.0 %          | 固定抵抗器、可変抵抗器及び同部品の製造           |
| 福 井 帝 通 株 式 会 社              | 30百万円      | 100.0            | 可変抵抗器、同部品及び前面操作ブロック部品の製造      |
| 木 曾 精 機 株 式 会 社              | 60百万円      | 100.0            | 可変抵抗器等部品の製造及び販売               |
| 帝通エンジニアリング株式会社               | 20百万円      | 100.0            | 機械設備等の製造及び販売                  |
| 台湾 富貴電子工業株式会社                | 51百万NT\$   | 58.1             | 可変抵抗器及びスイッチ等の製造及び販売           |
| 香 港 ノ ー ブ ル<br>エレクトロニクス株式会社  | 2 百万HK\$   | 100.0            | 可変抵抗器等の販売                     |
| ノーブルエレクトロニクス<br>(タイランド) 株式会社 | 480百万BAHT  | 100.0            | 可変抵抗器、前面操作ブロック及びプラスチック成型品等の製造 |
| ノーブルエレクトロニクス<br>ベトナム 株式会社    | 4,999千US\$ | 100.0            | 可変抵抗器及び前面操作ブロック等の製造           |
| ノーブル貿易(上海)有限公司               | 350千US\$   | 100.0            | 可変抵抗器及び前面操作ブロック等の販売           |
| ノーブルトレーディング<br>(バンコク) 株式会社   | 5,000千BAHT | 100.0            | 可変抵抗器及び前面操作ブロック等の販売           |
| 富貴電子(淮安)有限公司                 | 8,000千US\$ | 100.0            | 固定抵抗器の製造                      |

(注) ノーブルエレクトロニクス(タイランド)㈱及びノーブルトレーディング(バンコク)㈱の出資比率には、子会社による間接所有が含まれております。

#### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは「電子部品の製造とサービスを通じて世界のお客様に満足していただける仕事をいつも提供し続ける事により、豊かな社会の実現に貢献する事」を企業理念としております。

この理念のもと、可変抵抗器、固定抵抗器、スイッチ等（ディスクリート）電子部品と顧客のニーズに応えたカスタムユニットである前面操作ブロック（ICB）製品を開発、製造、販売してまいりましたが、当社グループの当連結会計年度における状況に関し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。更に、次期連結会計年度も感染拡大の影響が懸念されているとともに、半導体の一部供給不足、材料費高騰や、国際貨物需給ひっ迫による輸送費高騰などのリスクが顕著化してきております。

そのような環境の中、当社グループは未来のNOBLEを見据えて、「抵抗器のNOBLEから新生NOBLEへの深化と進化」を長期ビジョンとして、中期5ヵ年計画を策定しました。顧客ニーズの高度化・多様化により、顧客からの要請への更なる対応が求められる一方で、脱炭素化・5Gによる電子部品の需要増加が見込まれ「顧客ニーズに合わせた製品ラインナップの拡大」、「注力業界への対応力の強化」、「時代のトレンドを先読みした機能性の高い製品開発」を目指し、「既存領域の拡大」、「顧客ニーズを捉えた新製品展開」、「新領域の確立」を基本戦略としてグループ一丸となって取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

電子部品（前面操作ブロック、可変抵抗器、固定抵抗器等）及び機械設備等の製造及び販売

#### (6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

当社本社（神奈川県川崎市中原区荻宿45番1号）

国内販売拠点：当社大阪営業所（大阪府吹田市）

国内生産拠点：当社赤穂工場（長野県駒ヶ根市）

須坂帝通㈱（長野県須坂市）

海外販売拠点：香港ノーブルエレクトロニクス㈱（香港）

ノーブル貿易（上海）有限公司（中華人民共和国上海市）

海外生産拠点：ノーブルエレクトロニクス（タイランド）㈱（タイ アユタヤ）

ノーブルエレクトロニクスベトナム㈱（ベトナム ハノイ）

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 1,586名  | 136名減                 |

（注） 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員を除いております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 234名    | 1名減       | 42.2歳   | 18.0年       |

（注） 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員を除いております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| ① 発行可能株式総数    | 15,901,600株          |
| ② 発行済株式の総数    | 9,848,455株 (自己株式を除く) |
| ③ 株 主 数       | 5,750名               |
| ④ 大株主 (上位10名) |                      |

| 株 主 名                                                                                                                            | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                                                                         | 576      | 5.86     |
| THE HONGKONG AND SHANGHAI<br>BANKING CORPORATION LTD -<br>SINGAPORE BRANCH PRIVATE<br>BANKING DIVISION CLIENT<br>A/C 8221-563114 | 564      | 5.73     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                                                                                                | 477      | 4.85     |
| ノ ー プ ル 協 力 会                                                                                                                    | 318      | 3.23     |
| 帝 通 工 従 業 員 持 株 会                                                                                                                | 298      | 3.03     |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)                                                                                                | 283      | 2.88     |
| 菊 池 公 男                                                                                                                          | 253      | 2.57     |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行                                                                                                                  | 224      | 2.28     |
| 朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社                                                                                                              | 200      | 2.03     |
| BANK JULIUS BAER SINGAPORE<br>INDIVIDUAL PORTFOLIO<br>NO. SG06922000-02                                                          | 191      | 1.94     |

- (注) 1. 当社は自己株式を293,378株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 2020年12月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、重田光時氏他共同保有者1名が2020年12月18日現在941,800株(9.29%)を保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2021年3月31日現在)

2020年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
82個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数  
普通株式8,200株
- ・新株予約権の発行価額  
1個当たり 109,200円（1株当たり 1,092円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間  
2021年7月17日から2023年7月16日
- ・新株予約権の行使の条件  
イ．新株予約権者が当社の取締役就業規則等に定める懲戒の事由に該当した場合には、新株予約権を行使することはできない。  
ロ．新株予約権者が自己の都合により当社の取締役、監査役でなくなった場合には、新株予約権を行使することはできない。（但し、自己の都合によるかは取締役会で決定する）  
ハ．その他、当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
- ・当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 60個     | 6,000株    | 3名   |
| 社外取締役         | 8       | 800       | 2    |
| 監査役           | 14      | 1,400     | 3    |

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（2021年3月31日現在）

2020年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
26個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数  
普通株式2,600株
- ・新株予約権の発行価額  
1個当たり 109,200円（1株当たり 1,092円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間  
2021年7月17日から2023年7月16日
- ・新株予約権の行使の条件  
イ. 新株予約権者が当社の取締役就業規則等に定める懲戒の事由に該当した場合には、新株予約権を行使することはできない。  
ロ. 新株予約権者が自己の都合により当社の執行役員でなくなった場合には、新株予約権を行使することはできない。（但し、自己の都合によるかは取締役会で決定する）  
ハ. その他、当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
- ・当社執行役員への交付状況

|      | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 交付者数 |
|------|---------|-----------|------|
| 執行役員 | 26個     | 2,600株    | 4名   |

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況            |
|-----------|---------|------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 羽 生 満寿夫 | 執行統括・品質保証統括                        |
| 取 締 役     | 水 野 伸 二 | 専務執行役員営業統括情報システム部管掌                |
| 取 締 役     | 丸 山 睦 雄 | 上席執行役員業務統括経理室管掌<br>株式会社エコロパック代表取締役 |
| 取 締 役     | 等々力 正 夫 |                                    |
| 取 締 役     | 藤 野 秀 美 | 藤野秀美税理士事務所所長<br>日本道路株式会社監査役        |
| 常 勤 監 査 役 | 畑 宮 正 憲 |                                    |
| 監 査 役     | 柿 沼 光 利 | 柿沼光利税理士事務所所長                       |
| 監 査 役     | 小田切 純 夫 |                                    |

- (注) 1. 取締役等々力 正夫氏及び藤野 秀美氏は、社外取締役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役畑宮 正憲氏及び監査役柿沼 光利氏は、社外監査役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役柿沼 光利氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当該事業年度中に辞任した取締役は次のとおりであります。
- |                  |                                        |
|------------------|----------------------------------------|
| 氏 名              | 一柳 和夫                                  |
| 辞任時の地位           | 取締役相談役                                 |
| 辞任時の担当及び重要な兼職の状況 | 東京応化工業株式会社社外取締役<br>帝通エンジニアリング株式会社代表取締役 |
| 辞任年月日            | 2021年1月19日                             |
5. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は上記取締役の他、以下のとおりです。
- 開発統括 三井 浩二、中国販売拠点管掌 大江 正展、業務部管掌 堤 正人、国内生産拠点管掌 石口 和夫。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は下記のとおりであります。

社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役、監査役ならびに執行役員全員を被保険者として役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で契約しております。保険料は全額を当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、保険契約上で定められた一定の免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は役位を基に役割や責任に応じた報酬体系とするとともに中長期的な企業価値向上に資する報酬体系とし、ステークホルダーと利益を共有するものとし、また、報酬体系および報酬の水準は、株主総会において決議いただいた額の範囲内において当社の業績や他社水準を踏まえて見直しすることを基本方針とします。具体的には取締役の報酬は金銭報酬としての基本報酬、短期の業績に連動した業績連動報酬等としての役員賞与および非金銭報酬等として支給する株式報酬により構成します。なお、監査役の報酬は株主総会において決議いただいた額の範囲内において監査役の協議により決定しております。

取締役会は、取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、委任を受けた代表取締役が、決定方針の範囲内で社外取締役の意見を聞いた上で決定していることから取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

I. 基本報酬

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位を基に役割や責任に応じて他社水準、当社の経営内容、経済状況を考慮し、総合的に勘案して決定する。

II. 短期業績連動報酬等としての役員賞与

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために各事業年度の連結営業利益等を指標に総合的に判断して算出された額（0～100％）を役員賞与として毎年、一定の時期に支給する。なお、各人の役員賞与額は連結営業利益率等を基準に算出した理論値を役位に応じた比率で配分し、個人の評価による係数を乗じて決定するものとする。

III. 非金銭報酬等として支給する株式報酬

中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲を高めるため退職慰労金の代替として支給するもので、業績連動によらない株式報酬型ストック・オプションとして毎年一定の時期に新株予約権の割当を行う。

なお、各取締役に割り当てる新株予約権の個数は役位に応じて取締役会で決定する。

取締役の報酬は「固定金銭報酬等」、「業績連動金銭報酬等」、「非金銭報酬等である株式報酬」により構成し、これらの支給割合は役位を基に役割や責任に応じて業績および目標達成度等を総合的に勘案して設定するが、概ね固定金銭報酬等が8割、その他が各1割程度をめどとする。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第84回定時株主総会において「1事業年度あたり2億7千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）」と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第84回定時株主総会において「1事業年度あたり3千6百万円以内」と決議いただいております。監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

また、当該決議におきまして株式報酬型ストック・オプションは、1株あたりの行使価格を1円とする譲渡制限付き新株予約権を1事業年度につき取締役については計約12,000株、監査役については計約2,000株相当を付与することを予定とし、当該決議に係る役員は取締役6名、監査役4名です。（2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しており、当該株式数は5株を1株に換算して表記しております。）

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、経営内容、経済状況を考慮しつつ、毎年1回、事業計画と実績の検証を行う総括会議において各取締役の評価を行い、2020年6月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定を代表取締役社長羽生満寿夫に委任する旨の決議を行い、代表取締役社長が決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループの経営状況等をもっとも熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであり、決定にあたって、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の範囲内で社外取締役の意見を聞いた上で決定していることから、恣意的な決定はなされず権限の適正な行使が行われております。

## 二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分                 | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |          |          | 対象となる役<br>員の員数(名) |
|----------------------|-----------------|-----------------|----------|----------|-------------------|
|                      |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                   |
| 取締役<br>(うち社外<br>取締役) | 81<br>(9)       | 66<br>(7)       | 6<br>(1) | 7<br>(0) | 6<br>(2)          |
| 監査役<br>(うち社外<br>監査役) | 21<br>(18)      | 19<br>(15)      | 1<br>(1) | 1<br>(1) | 5<br>(3)          |

- (注) 1. 上記の業績連動報酬等には当事業年度中に辞任した取締役1名は含まれておりません。  
2. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。短期業績、経営環境、株価、配当等を総合的に勘案して決定しており、明確な指標はございません。  
3. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。当該ストック・オプションの内容は、下記の2019年6月27日開催の取締役会決議による新株予約権及び「2. 会社の現況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の2020年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権となります。

2019年6月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
92個(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数  
普通株式9,200株
- ・新株予約権の発行価額  
1個当たり 105,100円(1株当たり 1,051円)
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 100円(1株当たり 1円)
- ・新株予約権を行使することができる期間  
2020年7月18日から2022年7月17日
- ・対象となる当社役員の状況

|               | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 役員の員数 |
|---------------|---------|-----------|-------|
| 取締役(社外取締役を除く) | 70個     | 7,000株    | 4名    |
| 社 外 取 締 役     | 8       | 800       | 2     |
| 監 査 役         | 14      | 1,400     | 3     |

### ⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役藤野 秀美氏は、藤野秀美税理士事務所の所長であります。当社は藤野秀美税理士事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役藤野 秀美氏は、日本道路株式会社の監査役であります。当社は日本道路株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役柿沼 光利氏は、柿沼光利税理士事務所の所長であります。当社は柿沼光利税理士事務所との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

|             | 取締役会（ 18回開催 ） |      | 監査役会（ 14回開催 ） |     |
|-------------|---------------|------|---------------|-----|
|             | 出席回数          | 出席率  | 出席回数          | 出席率 |
| 取締役等々力 正夫   | 18回           | 100% | 一回            | — % |
| 取締役 藤野 秀美   | 18            | 100  | —             | —   |
| 常勤監査役 畑宮 正憲 | 13            | 100  | 12            | 100 |
| 監査役 柿沼 光利   | 18            | 100  | 14            | 100 |

（注）常勤監査役畑宮正憲氏は、2020年6月26日開催の第98回定時株主総会において監査役に選任されたため、取締役会、監査役会への出席率は就任後に開催された取締役会、監査役会をもとに算出しております。

・取締役会等における発言状況

取締役等々力 正夫氏は、議案審議等について長年にわたり労働行政を通じて培った豊富な知識・見地から当社事業に対して有益な発言等を行っております。

取締役藤野 秀美氏は、議案審議等について長年にわたり税務に携わって培った豊富な経験と税理士としての専門的見地から当社事業に対して有益な発言等を行っております。

常勤監査役畑宮 正憲氏は、出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験と知識並びに幅広い見識のもと当社の経営上有用な発言等を行っております。

監査役柿沼 光利氏は、長年、税務に携わって培った豊富な経験と税理士としての専門的見地から当社の経営上有用な発言等を行っております。

・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役2名は業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行うにあたり、適宜、代表取締役社長との面談を行い、有用な助言・進言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名 称
- ② 報酬等の額

有限責任監査法人トーマツ

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 33百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針です。

#### ④ 当社の重要な子会社のうち、香港ノーブルエレクトロニクス㈱、ノーブル貿易（上海）有限公司他7社の在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は当社の企業理念、経営理念、行動指針、行動規範ガイドラインに従い誠実に行動する。

内部統制体制として社長を委員長とする内部統制委員会を設け、内部統制・業務監査・リスク対策等全般にわたる方針の決定と対応指示を行う。社長直轄の内部監査室は業務監査部門として内部監査を実施する。

また、コンプライアンス違反行為が行われている、もしくは行われようとしていることに気付いた者は内部監査室長に通報する制度を設ける。通報ある場合、内部監査室長は監査役（会）へこれを報告するほか、公益通報者保護規程を設け通報者に対して不利益な扱いをしない体制をとる。

一方、子会社に対しては、当社の内部監査室が内部統制の有効性と妥当性を確保するため、子会社における内部監査を実施し、その結果を内部統制委員会ならびに監査役（会）に報告する。また、子会社の内部通報については当社と同等の対応をとる。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書その他重要な情報の適切な保存・管理を行う。

##### ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理は、内部統制委員会において経営上のリスクを総合的に分析、把握し意思決定を図り、また非常時にはそのリスク度合に応じて担当取締役をセンター長とする「危機管理センター」を設け、当社グループ全体で対応する体制をとる。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、企業価値の向上を目指し、企業経営と業務執行を区分、業務執行機能の一層の強化を図るため執行役員制をとる。毎月1回開催される取締役会は経営方針及び重要な意思決定と業務執行に対する監督等を行う機関として重要事項を付議し、活発な討議を経た上で決議する。

取締役会の方針に基づき、毎月2回開催される執行役員会にて業務執行の意思決定を行う。また、国内外の代表者が出席し定期的に開催するグローバルな会議において、課題達成の監視、業務執行状況の確認等を通じ事業計画の定期的なフォローを行うとともに、経営方針と基本戦略の徹底を行う。

一方、子会社の重要案件については当社と協働することにより、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の子会社の経営に関しては各社の自主性を尊重しつつ、当社の取締役または執行役員が全ての子会社の取締役または監査役に就任し、子会社の情報を当社に集約・管理して業務遂行状況を把握するとともに、月次業績を当社取締役会及び執行役員会にて確認し、必要に応じて当社から子会社へ訪問し分析、指導を行う。

また、子会社の取締役からは、当社の担当役員に対して職務の執行状況を定期的に報告させ、業務の適正を確保するための体制を確保する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これを置くこととする。当該使用人の人事及び人事処遇等については監査役会の意向を尊重しつつ、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の職務を補佐する使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社は社内規程において監査役を補佐する者は、第一義的に監査役（会）の指揮命令のもと、業務を遂行しなければならないとしており、取締役からの独立性を確保する。

⑧ 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、関係書類の提供を受け。また、取締役及び使用人ならびに子会社の取締役及び使用人等は下記事項について速やかに監査役（会）に報告するものとする。

なお、社内規程において当社監査役へ通報したことによる解雇その他いかなる不利益な取り扱いも受けないこととし、子会社においても同等の体制をとる。

- (1) 法令に定める事項
- (2) 会社運営に少なからぬ影響を与える事象
- (3) 内部監査室からの監査状況の報告
- (4) 公益通報があった場合、その内容

(5) 行政当局及び取引所の検査、調査または命令、勧告、指導等の事実とその内容

(6) 就業規則で定める懲戒に該当する事実の発生があった場合、その内容

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を受けたときは、当社はその費用を負担する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役（会）は内部監査室、子会社監査役との相互連携保持のほか、代表取締役との定期的意見交換を通じての相互認識を共有する。また、監査役（会）は必要であれば外部の専門家（弁護士等）を活用できる。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適正に対応するため、内部統制委員会の指示のもと、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価することにより、財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

⑫ その他重要な事項

当社は「コンプライアンスの基本方針」ならびに「帝通行動規範ガイドライン」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する旨を定めている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業理念、経営理念、行動指針、行動規範ガイドラインを定め、取締役及び使用人に浸透を図っております。また、必要ある場合は外部の専門家（弁護士等）に意見を求めて法令違反等の未然防止を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に運用しております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメントへの対応として内部統制委員会において当社グループの経営上のリスクを総合的に分析、把握し必要に応じて対応しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規則に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確にしております。また、当社は業務執行機能の一層の強化を図るため、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っております。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の取締役または執行役員がすべての子会社の取締役または監査役に就任しており、子会社の情報を当社に集約・管理するとともに必要に応じて子会社へ訪問して指導等を実施しております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これを置くこととしておりますが、現在は要請の都度、使用人が監査役の職務を補助する対応をとっております。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の職務を補佐する使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社は、社内規程において監査役を補佐する者は、第一義的に監査役（会）の指揮命令のもと、業務を遂行しなければならないとしており、その浸透を図っております。

⑧ 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制

監査役は取締役会のほか、国内あるいは国内外の子会社の代表者が出席する会議に出席し、業務執行状況等の報告や内部監査室による内部監査状況の報告等をはじめ必要に応じて関係書類の提供を受けております。また、内部通報制度を整備し、通報者の保護を図っております。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きについては、社内規程にならって運用しております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会等、重要な会議に出席し、適宜問題提起を行い、業務執行が適正に行われているかの確認および監査の実効性の向上を図っております。一方、代表取締役社長や社外取締役との意見交換を通じて相互認識の共有を図っております。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は業務記述書等に基づき自己点検を実施し、その内容を内部監査室で監査した後、内部統制委員会に報告。内部統制委員会で継続的に評価することにより、財務報告の信頼性を確保しております。

⑫ その他重要な事項

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを取締役および使用人に浸透を図っております。

.....

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------|------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)         |            | (負 債 の 部)               |            |
| 流 動 資 産           | 15,846,761 | 流 動 負 債                 | 2,360,518  |
| 現 金 及 び 預 金       | 9,063,565  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 754,379    |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 3,264,049  | 電 子 記 録 債 務             | 503,172    |
| 電 子 記 録 債 権       | 620,094    | 短 期 借 入 金               | 47,263     |
| 商 品 及 び 製 品       | 1,112,041  | 未 払 法 人 税 等             | 115,427    |
| 仕 掛 品             | 566,837    | 賞 与 引 当 金               | 334,798    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 682,997    | 役 員 賞 与 引 当 金           | 8,000      |
| そ の 他             | 541,546    | そ の 他                   | 597,478    |
| 貸 倒 引 当 金         | △4,369     | 固 定 負 債                 | 1,846,351  |
| 固 定 資 産           | 11,423,544 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 118,916    |
| 有 形 固 定 資 産       | 4,190,474  | 繰 延 税 金 負 債             | 1,680,574  |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 1,942,398  | そ の 他                   | 46,860     |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 1,343,287  | 負 債 合 計                 | 4,206,870  |
| 土 地               | 635,219    | (純 資 産 の 部)             |            |
| リ ー ス 資 産         | 2,781      | 株 主 資 本                 | 20,557,960 |
| 建 設 仮 勘 定         | 16,950     | 資 本 金                   | 3,453,078  |
| そ の 他             | 249,837    | 資 本 剰 余 金               | 5,456,313  |
| 無 形 固 定 資 産       | 60,147     | 利 益 剰 余 金               | 12,363,761 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 7,172,923  | 自 己 株 式                 | △715,192   |
| 投 資 有 価 証 券       | 2,735,032  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 2,062,649  |
| 長 期 貸 付 金         | 2,870      | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,029,576  |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 3,932,810  | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | △201,542   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 12,399     | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 1,234,614  |
| そ の 他             | 494,659    | 新 株 予 約 権               | 10,169     |
| 貸 倒 引 当 金         | △4,848     | 非 支 配 株 主 持 分           | 432,657    |
| 資 産 合 計           | 27,270,306 | 純 資 産 合 計               | 23,063,436 |
|                   |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 27,270,306 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額        |
|-------------------------------|------------|
| 売 上 高                         | 12,022,184 |
| 売 上 原 価                       | 8,102,934  |
| 売 上 総 利 益                     | 3,919,249  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 3,164,050  |
| 営 業 利 益                       | 755,199    |
| 営 業 外 収 益                     | 223,636    |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 92,512     |
| そ の 他                         | 131,123    |
| 営 業 外 費 用                     | 95,460     |
| 支 払 利 息                       | 2,677      |
| 為 替 差 損                       | 48,000     |
| そ の 他                         | 44,781     |
| 経 常 利 益                       | 883,375    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 883,375    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 154,971    |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △36,352    |
| 当 期 純 利 益                     | 764,755    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 9,388      |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 755,366    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |            |          |            |
|-------------------------|-----------|-----------|------------|----------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高               | 3,453,078 | 5,456,313 | 12,019,692 | △745,460 | 20,183,623 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |            |          |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           | △393,641   |          | △393,641   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |           |           | 755,366    |          | 755,366    |
| 自己株式の取得                 |           |           |            | △970     | △970       |
| 自己株式の処分                 |           |           | △17,656    | 31,238   | 13,582     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |            |          |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —         | 344,068    | 30,267   | 374,336    |
| 当 期 末 残 高               | 3,453,078 | 5,456,313 | 12,363,761 | △715,192 | 20,557,960 |

|                         | その他の包括利益累計額      |                    |                  |                   | 新株予約権  | 非支配株主<br>持 分 | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|--------------------|------------------|-------------------|--------|--------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |        |              |            |
| 当 期 首 残 高               | 401,734          | △94,782            | 273,676          | 580,628           | 11,637 | 426,366      | 21,202,255 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                    |                  |                   |        |              |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                    |                  |                   |        |              | △393,641   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                  |                    |                  |                   |        |              | 755,366    |
| 自己株式の取得                 |                  |                    |                  |                   |        |              | △970       |
| 自己株式の処分                 |                  |                    |                  |                   |        |              | 13,582     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 627,842          | △106,760           | 960,938          | 1,482,020         | △1,467 | 6,291        | 1,486,844  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 627,842          | △106,760           | 960,938          | 1,482,020         | △1,467 | 6,291        | 1,861,180  |
| 当 期 末 残 高               | 1,029,576        | △201,542           | 1,234,614        | 2,062,649         | 10,169 | 432,657      | 23,063,436 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 15社
- ・主要な連結子会社の名称 須坂帝通㈱、福井帝通㈱、帝通エンジニアリング㈱、台湾富貴電子工業㈱、シンガポールノーブルエレクトロニクス㈱、香港ノーブルエレクトロニクス㈱、ノーブルエレクトロニクス（タイランド）㈱、ノーブルエレクトロニクスベトナム㈱、ノーブル貿易（上海）有限公司、ノーブルトレーディング（バンコク）㈱、富貴電子（淮安）有限公司

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 ㈱サンシャイン
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は小規模であり全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、シンガポールノーブルエレクトロニクス㈱、香港ノーブルエレクトロニクス㈱、ノーブルエレクトロニクス（タイランド）㈱、ノーブルエレクトロニクスベトナム㈱、ノーブル貿易（上海）有限公司、ノーブルトレーディング（バンコク）㈱、富貴電子（淮安）有限公司の決算日は12月31日であります。連結に際しては、当該決算日の財務諸表を使用し、かつ必要な調整を行っております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式  
(持分法を適用していない非連結子  
会社及び関連会社)  
その他有価証券  
時価のあるもの

移動平均法による原価法を採用しております。

時価のないもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部  
純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に  
より算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産

仕掛品、原材料及び貯蔵品

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による  
原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切  
下げの方法）を、また、在外連結子会社は総平均法に  
よる低価法を採用しております。

商品及び製品

当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原  
価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下  
げの方法）を、また、在外連結子会社は主として先入  
先出法による低価法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子  
会社は主として定額法を採用しております。ただし、  
当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得  
した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1  
日以降に取得した建物附属設備及び構築物について  
は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 5～10年

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。な  
お、自社利用のソフトウェアについては社内における  
利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しており  
ます。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、労働組合との協定に基づく支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## ②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

## ③消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## ④連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

|            |         |           |
|------------|---------|-----------|
| (1) 担保提供資産 | 建物及び構築物 | 103,723千円 |
|            | 土地      | 6,756千円   |
|            | 計       | 110,479千円 |

担保対象債務

該当債務はありません。

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,785,589千円 |
|--------------------|--------------|

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 10,141,833株   | 一株           | 一株           | 10,141,833株  |

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

イ. 2020年6月26日開催の第98回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 245,911千円
- ・1株当たり配当金額 25円00銭
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月29日

ロ. 2020年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 147,729千円
- ・1株当たり配当金額 15円00銭
- ・基準日 2020年9月30日
- ・効力発生日 2020年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
2021年6月29日開催の第99回定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 246,211千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 25円00銭
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 2018年6月28日 取締役会決議分 | 2019年6月27日 取締役会決議分 |
|------------|--------------------|--------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式               | 普通株式               |
| 目的となる株式の数  | 600株               | 600株               |

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主として一時的な余剰資金を安全性の高い短期的な預金等で行っております。また、資金調達については、自己資金で賄っております。デリバティブは余剰資金の運用とリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理の基準を定めリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金主として非連結子会社とのものであります。

デリバティブ取引は、余剰資金の運用を目的としたデリバティブを組み込んだ複合金融商品と外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を利用しております。その運用は、複合金融商品については市場リスクに対する管理方針に基づき、リスク評価、利回り等を検討のうえ取締役会の決議により、先物為替予約取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部門の決裁者の承認を得て実行しております。契約先は信用度の高い国内の銀行であり実質的な信用リスクはないものと判断しております。なお、当連結会計年度末日現在、為替予約残高はございません。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 連結貸借対照表<br>計上額 (*) | 時価 (*)    | 差額 |
|---------------|--------------------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金    | 9,063,565          | 9,063,565 | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 3,264,049          | 3,264,049 | —  |
| (3) 電子記録債権    | 620,094            | 620,094   | —  |
| (4) 投資有価証券    | 2,657,305          | 2,657,305 | —  |
| (5) 支払手形及び買掛金 | (754,379)          | (754,379) | —  |
| (6) 電子記録債務    | (503,172)          | (503,172) | —  |
| (7) 短期借入金     | (47,263)           | (47,263)  | —  |
| (8) 未払法人税等    | (115,427)          | (115,427) | —  |

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額77,726千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」に含めておりません。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、神奈川県、その他の地域において、工場施設等（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価        |
|------------|-----------|
| 302,610    | 1,608,814 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,296円87銭

(2) 1株当たり当期純利益 76円74銭

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                       | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|---------------------------|------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)                 |            | (負 債 の 部)               |            |
| 流 動 資 産                   | 9,740,197  | 流 動 負 債                 | 2,575,295  |
| 現 金 及 び 預 金               | 4,177,687  | 支 払 手 形                 | 21,046     |
| 受 取 手 形                   | 9,857      | 買 掛 金                   | 1,164,384  |
| 電 子 記 録 債 権               | 589,896    | 電 子 記 録 債 務             | 503,172    |
| 売 掛 金                     | 3,246,070  | 短 期 借 入 金               | 336,517    |
| 製 品                       | 495,284    | 未 払 費 用                 | 186,890    |
| 仕 掛 品                     | 264,989    | 未 払 法 人 税 等             | 54,597     |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品           | 101,823    | 賞 与 引 当 金               | 203,000    |
| 短 期 貸 付 金                 | 96,551     | 役 員 賞 与 引 当 金           | 8,000      |
| 未 収 入 金                   | 540,642    | そ の 他                   | 97,686     |
| そ の 他                     | 217,393    | 固 定 負 債                 | 984,598    |
| 固 定 資 産                   | 11,889,995 | 繰 延 税 金 負 債             | 953,610    |
| 有 形 固 定 資 産               | 2,367,932  | そ の 他                   | 30,987     |
| 建 物                       | 1,457,190  | 負 債 合 計                 | 3,559,894  |
| 構 築 物                     | 122,099    | (純 資 産 の 部)             |            |
| 機 械 及 び 装 置               | 332,803    | 株 主 資 本                 | 17,047,754 |
| 車 両 運 搬 具                 | 3,633      | 資 本 金                   | 3,453,078  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品           | 87,426     | 資 本 剰 余 金               | 5,456,313  |
| 土 地                       | 360,570    | 資 本 準 備 金               | 5,456,313  |
| 建 設 仮 勘 定                 | 4,210      | 利 益 剰 余 金               | 8,853,554  |
| 無 形 固 定 資 産               | 48,729     | 利 益 準 備 金               | 863,269    |
| ソ フ ト ウ ェ ア               | 39,848     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 7,990,285  |
| そ の 他                     | 8,881      | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 69,418     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産           | 9,473,332  | 別 途 積 立 金               | 6,185,000  |
| 投 資 有 価 証 券               | 2,619,847  | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,735,867  |
| 関 係 会 社 株 式・関 係 会 社 出 資 金 | 4,165,708  | 自 己 株 式                 | △715,192   |
| 長 期 貸 付 金                 | 808,138    | 評 価・換 算 差 額 等           | 1,012,375  |
| 前 払 年 金 費 用               | 2,167,263  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,012,375  |
| そ の 他                     | 429,075    | 新 株 予 約 権               | 10,169     |
| 貸 倒 引 当 金                 | △716,700   | 純 資 産 合 計               | 18,070,298 |
| 資 産 合 計                   | 21,630,192 | 負 債・純 資 産 合 計           | 21,630,192 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 9,172,843 |
| 売 上 原 価                 | 7,058,846 |
| 売 上 総 利 益               | 2,113,996 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,934,043 |
| 営 業 利 益                 | 179,953   |
| 営 業 外 収 益               | 676,117   |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 430,766   |
| 為 替 差 益                 | 41,123    |
| そ の 他                   | 204,227   |
| 営 業 外 費 用               | 93,656    |
| 支 払 利 息                 | 1,426     |
| そ の 他                   | 92,230    |
| 経 常 利 益                 | 762,414   |
| 特 別 損 失                 | 55,100    |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 55,100    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 707,314   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 28,000    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △9,797    |
| 当 期 純 利 益               | 689,112   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |           |                  |           |               |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|------------------|-----------|---------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利 益 剰 余 金 |                  |           |               |
|                         |           | 資本準備金     | 利益準備金     | その他利益剰余金         |           |               |
|                         |           |           |           | 固 定 資 産<br>圧縮積立金 | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰 余 金 |
| 当 期 首 残 高               | 3,453,078 | 5,456,313 | 863,269   | 72,657           | 6,185,000 | 1,454,813     |
| 当 期 変 動 額               |           |           |           |                  |           |               |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |           |           |           | △3,239           |           | 3,239         |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |           |                  |           | △393,641      |
| 当 期 純 利 益               |           |           |           |                  |           | 689,112       |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |           |           |                  |           |               |
| 自 己 株 式 の 処 分           |           |           |           |                  |           | △17,656       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |           |                  |           |               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —         | —         | △3,239           | —         | 281,053       |
| 当 期 末 残 高               | 3,453,078 | 5,456,313 | 863,269   | 69,418           | 6,185,000 | 1,735,867     |

|                         | 株 主 資 本  |            | 評価・換算差額等             | 新株予約権  | 純資産合計      |
|-------------------------|----------|------------|----------------------|--------|------------|
|                         | 自 己 株 式  | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 |        |            |
| 当 期 首 残 高               | △745,460 | 16,739,672 | 406,359              | 11,637 | 17,157,668 |
| 当 期 変 動 額               |          |            |                      |        |            |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |          |            |                      |        |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |          | △393,641   |                      |        | △393,641   |
| 当 期 純 利 益               |          | 689,112    |                      |        | 689,112    |
| 自 己 株 式 の 取 得           | △970     | △970       |                      |        | △970       |
| 自 己 株 式 の 処 分           | 31,238   | 13,582     |                      |        | 13,582     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |          |            | 606,015              | △1,467 | 604,548    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 30,267   | 308,082    | 606,015              | △1,467 | 912,630    |
| 当 期 末 残 高               | △715,192 | 17,047,754 | 1,012,375            | 10,169 | 18,070,298 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) たな卸資産

###### ① 仕掛品、原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

###### ② 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 8年

##### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

期末在籍従業員に対し、7月に支給する賞与にあてするため、労働組合との協定を基準として計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

当事業年度末における年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しており、その差額は投資その他の資産「前払年金費用」に計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しており、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ①消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### ②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

|     |           |
|-----|-----------|
| 建物  | 103,648千円 |
| 構築物 | 74千円      |
| 土地  | 6,756千円   |
| 計   | 110,479千円 |

担保対象債務

該当債務はありません。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,980,533千円

### (3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

|          |             |
|----------|-------------|
| ① 短期金銭債権 | 2,390,090千円 |
| ② 長期金銭債権 | 805,268千円   |
| ③ 短期金銭債務 | 1,251,657千円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高は次のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| ① 売上高        | 4,177,870千円 |
| ② 仕入高        | 4,321,913千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 594,340千円   |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度 期 首 | 増    | 加 | 減       | 少 | 当 事 業 年 度 末 |
|-----------|---------------|------|---|---------|---|-------------|
| 普 通 株 式   | 305,358株      | 828株 |   | 12,808株 |   | 293,378株    |

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加828株であります。

2. 自己株式の数の減少は、ストック・オプションの行使に伴う減少12,800株、単元未満株式の売却に伴う減少8株であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 賞与引当金        | 62,118     |
| 減価償却費        | 6,060      |
| 退職給付引当金      | 456,855    |
| 外国税額         | 48,968     |
| 棚卸資産         | 39,201     |
| 貸倒引当金        | 219,310    |
| 関係会社株式評価損    | 21,851     |
| 投資有価証券評価損    | 112,495    |
| 繰越欠損金        | 671,005    |
| その他          | 49,171     |
| 繰延税金資産 小計    | 1,687,039  |
| 評価性引当額       | △1,502,049 |
| 繰延税金資産 計     | 184,989    |
| 繰延税金負債       |            |
| その他有価証券評価差額金 | △374,165   |
| 前払年金費用       | △663,182   |
| 関係会社株式       | △63,662    |
| 固定資産圧縮積立金    | △30,607    |
| その他          | △6,981     |
| 繰延税金負債 計     | △1,138,600 |
| 繰延税金負債の純額    | △953,610   |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

(単位：%)

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 30.6  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △15.8 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.1   |
| 住民税均等割               | 1.4   |
| 評価性引当額               | △11.2 |
| 外国税額                 | 0.6   |
| 試験研究費                | △2.5  |
| その他                  | △0.6  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 2.6   |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称               | 資 本 金      | 事 業 の 内 容           | 議決権等の所有割合(%) | 関 係 内 容 |        | 取引の内容  | 取引金額(千円)  | 科 目   | 期末残高(千円) |
|-----|----------------------|------------|---------------------|--------------|---------|--------|--------|-----------|-------|----------|
|     |                      |            |                     |              | 役員の兼任等  | 事業上の関係 |        |           |       |          |
| 子会社 | 須坂帝通株式会社             | 27,000千円   | 固定抵抗器、可変抵抗器及び同部品の製造 | 100.0        | 当社役員2人  | 製品の購入  | 製品の仕入  | 936,452   | 買掛金   | 140,330  |
|     | 帝通エンジニアリング株式会社       | 20,000千円   | 機械設備等の製造及び販売        | 100.0        | 当社役員2人  | 資金の援助  | 資金の貸付  | —         | 長期貸付金 | 716,700  |
|     | 株式会社エコロパック           | 36,000千円   | 環境対応素材の製造及び販売       | 100.0        | 当社役員1人  | 資金の援助  | 資金の借入  | —         | 短期借入金 | 283,233  |
|     | 香港ノーブルエレクトロニクス株式会社   | 2,000千HK\$ | 可変抵抗器等の販売           | 100.0        | 当社役員1人  | 製品の販売等 | 製品の販売等 | 1,866,253 | 売掛金   | 687,497  |
|     | ノーブル貿易(上海)有限公司       | 350千US\$   | 可変抵抗器及び前面操作ブロックの販売  | 100.0        | 当社役員2人  | 製品の販売等 | 製品の販売等 | 964,367   | 売掛金   | 360,953  |
|     | ノーブルエレクトロニクスベトナム株式会社 | 4,999千US\$ | 可変抵抗器及び前面操作ブロック等の製造 | 100.0        | 当社役員2人  | 製品の購入  | 製品の仕入  | 1,515,742 | 買掛金   | 139,340  |
|     | 富貴電子(淮安)有限公司         | 8,000千US\$ | 固定抵抗器の製造            | 100.0        | 当社役員2人  | 製品の購入  | 製品の仕入  | 1,101,280 | 買掛金   | 178,686  |

- (注) 1. 「議決権等の所有割合」の( )内は、当社の子会社が所有する間接所有割合であり、内数となっております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
製品の取引条件については、一般的取引条件を勘案し適正な価格で決定しております。  
貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 株式会社エコロパックからの資金の借入、帝通エンジニアリング株式会社への資金の貸付については、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。
4. 帝通エンジニアリング株式会社への長期貸付金に対し716,700千円の貸倒引当金を計上しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,833円80銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 70円01銭    |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

帝国通信工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三澤幸之助 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐勝彦 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、帝国通信工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、帝国通信工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

帝国通信工業株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

### 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 勝彦 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、帝国通信工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

帝国通信工業株式会社 監査役会

常勤監査役 畑 宮 正 憲 ㊞  
(社外監査役)

社外監査役 柿 沼 光 利 ㊞

監査役 小 田 切 純 夫 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、売上、利益の成長を目指し、設備投資、人員増強等の取組への投資を勘案した上で事業成長による1株当たりの利益・配当の増額および、株主様の利益の最大化と、利益に応じた安定的、継続的な配当を方針としております。

当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして当期の期末配当は、以下のとおりとしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は246,211,375円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目 的）</p> <p>第 2 条 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電気機械器具同部品および機械器具の製造加工販売並びにこれに関する研究</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p><u>2. 不動産の賃貸および管理</u></p> <p><u>3. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> | <p>（目 的）</p> <p>第 2 条 （現行どおり）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p><u>2. 医療機器、情報通信機械器具、輸送用機械器具、業務用機械器具、生産用機械器具、光学機器、その他機械器具の部分品および部品の製造加工販売</u></p> <p><u>3. 合成樹脂品、金属部品および金型の製造販売</u></p> <p><u>4. （現行どおり）</u></p> <p><u>5. （現行どおり）</u></p> |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員して取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                          | はにゅう ますお<br>羽 生 満寿夫<br>(1958年11月19日生)<br><br>再任 | 1977年3月 当社入社<br>2007年1月 同 生産技術部長<br>2012年6月 同 執行役員生産技術部管掌生産技術部長<br>2016年4月 同 上席執行役員生産技術部管掌生産技術部長<br>2017年4月 同 上席執行役員生産技術統括生産技術部長<br>2017年6月 同 取締役上席執行役員生産技術統括生産技術部長<br>2017年9月 同 取締役上席執行役員生産技術統括事業管掌生産技術部長<br>2018年4月 同 取締役上席執行役員事業統括・生産技術統括生産技術部長<br>2019年4月 同 取締役常務執行役員事業統括・生産技術統括<br>2019年6月 同 代表取締役社長経営統括・執行統括・事業統括<br>2020年6月 同 代表取締役社長経営統括・執行統括・事業統括・品質保証統括<br>2021年1月 同 代表取締役社長執行統括・品質保証統括<br>(現在に至る) | 8,600株         |
| 取締役候補者とした理由<br>羽生満寿夫氏は、長年にわたり生産技術部門に携わり、海外を含めた当社グループの製造設備の自動化・省力化を担ってきました。2019年からは代表取締役社長として全社の経営戦略を統括、推進しております。<br>取締役の責務を果たすために必要とされる優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに公正公平な判断力と実行力、高い倫理観を有しており、適任であると判断し、候補者いたしました。 |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                         | ふ り が な<br>氏<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当<br>社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                  | みずの しんじ<br>水 野 伸 二<br>(1959年3月25日生)<br><br>再任 | 1981年4月 当社入社<br>2008年4月 同 執行役員開発部長<br>2008年6月 同 執行役員開発部管掌開発部長<br>2013年4月 同 執行役員開発統括開発部管掌開発部長<br>2014年3月 同 執行役員開発統括開発部・品質保証部管掌品質保証部長<br>2015年4月 同 執行役員品質保証統括国内生産拠点管掌品質保証部長<br>2015年6月 同 取締役上席執行役員品質保証統括国内生産拠点管掌品質保証部長<br>2016年1月 同 取締役上席執行役員品質保証統括国内生産拠点管掌<br>2017年4月 同 取締役上席執行役員品質保証統括<br>2018年4月 同 取締役上席執行役員営業統括<br>2019年4月 同 取締役常務執行役員営業統括<br>2019年6月 同 取締役専務執行役員営業統括<br>2021年1月 同 取締役専務執行役員営業統括情報システム部管掌<br>(現在に至る) | 12,600株        |
| 取締役候補者とした理由<br>水野伸二氏は、長年にわたり開発・技術に関連した業務に携わってきましたが、そこで培った経験や見識、専門性をもとに現在は営業統括として国内外の営業活動に関わる事項を統括しております。<br>取締役の責務を果たすために必要とされる優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに公正公平な判断力と実行力、高い倫理観を有しており、適任であると判断し、候補者いたしました。 |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                       | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当<br>社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                | まるやま りくお<br>丸 山 陸 雄<br>(1960年11月 3 日生)<br><br>再任 | 1983年 4 月 当社入社<br>2005年11月 ノーブルU. S. A. 株式会社代表取締役<br>2011年 1 月 シンガポールノーブルエレクトロニクス<br>株式会社代表取締役<br>2017年 4 月 当社営業部長<br>2018年 4 月 同 執行役員業務統括代理<br>2019年 4 月 同 執行役員業務統括代理経理室管掌<br>2019年 6 月 同 取締役上席執行役員業務統括経理室<br>管掌<br>(現在に至る)<br><br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社エコロバック代表取締役             | 3,900株         |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>丸山陸雄氏は、長年にわたり営業部門に携わる中、海外販売拠点の代表取締役として培ったグローバルビジネスの経験のもと、現在は業務統括として国内外の経理と人事・総務に関する事項を統括しております。</p> <p>取締役の責務を果たすために必要とされる優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに公正公平な判断力と実行力、高い倫理観を有しており、適任であると判断し、候補者いたしました。</p>          |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |
| 4                                                                                                                                                                                                                                | いしぐち かずお<br>石口 和夫<br>(1961年3月5日生)<br><br>新任      | 1983年 4 月 当社入社<br>2008年 8 月 P. T. ノーブルパタム工場長<br>2016年 7 月 当社赤穂工場次長兼赤穂工場技術管理課<br>長<br>2016年11月 同 赤穂工場次長<br>2017年 4 月 同 赤穂工場長<br>2019年 4 月 同 執行役員赤穂工場長<br>2019年 6 月 同 執行役員国内生産拠点（赤穂工場兼<br>飯田帝通担当）赤穂工場長<br>2020年 9 月 同 執行役員生産管理部長兼赤穂工場長<br>2021年 4 月 同 執行役員生産統括生産管理部長<br>(現在に至る) | 600株           |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>石口和夫氏は、長年にわたり製造部門に携わり、2017年には当社グループの主力工場である赤穂工場長を務め、2019年には執行役員として国内生産拠点を管掌。現在は生産統括として国内外の生産拠点を統括しております。</p> <p>取締役の責務を果たすために必要とされる優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに公正公平な判断力と実行力、高い倫理観を有しており、適任であると判断し、候補者いたしました。</p> |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ふじの ひでみ<br>藤野 秀美<br>(1957年3月1日生)<br>再任 社外 独立役員    | 1975年4月 東京国税局入局<br>2005年7月 沼津税務署副署長<br>2010年7月 国税庁長官官房東京派遣主任国税庁監察官<br>2014年7月 甲府税務署長<br>2016年7月 東京国税局調査第四部長<br>2017年8月 税理士登録 藤野秀美税理士事務所設立<br>2018年6月 当社取締役<br>2020年6月 日本道路株式会社監査役<br>(現在に至る)<br>[重要な兼職の状況]<br>藤野秀美税理士事務所所長<br>日本道路株式会社監査役 | 800株       |
| 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要<br>藤野秀美氏は、直接企業経営に従事した経験はありませんが、税務行政の分野で長年にわたり培ってきた税務や財務、会計に関する経験や見識、専門性を有しております。2018年に就任以来、当社の業務遂行の全般を監督し、当社事業に対して有益な助言をいただいており、今後もこれまでの経験を生かし、業務執行者から独立した立場で取締役会の意思決定・監督機能の強化に向けた提言および発言が期待されることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。 |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                           |            |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                       | くごたに としゆき<br>久古谷 敏行<br>(1957年7月8日生)<br>新任 社外 独立役員 | 1981年4月 労働省（現厚生労働省）入省<br>2005年6月 厚生労働省統計情報部企画課審査解析室長<br>2013年7月 厚生労働省統計情報部雇用・賃金福祉統計課長<br>2015年10月 岩手労働局長<br>2018年3月 定年退職<br>(現在に至る)                                                                                                       | 0株         |
| 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要<br>久古谷敏行氏は、直接企業経営に従事した経験はありませんが、労働行政の分野で長年にわたり培ってきた経験や見識、専門性を有しております。久古谷敏行氏には株主の共同の利益を代弁し、業務執行者から独立した立場で取締役会の意思決定・監督機能の強化に向けた提言および発言を期待しており、社外取締役候補者いたしました。                                                                                                  |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                           |            |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 藤野秀美氏及び久古谷敏行氏は社外取締役候補者であります。また、藤野秀美氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しており、久古谷敏行氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 当社は藤野秀美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
4. 当社は、久古谷敏行氏の選任が承認された場合、同氏との間で、第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、任期中中に会社法第430条の3第1項に規定する当該保険契約を更新する予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役柿沼 光利氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                    | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                           | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <small>かきぬま みつとし</small><br>柿沼 光利<br>(1958年10月25日生)                                                                                                                     | 1981年4月 東京国税局入局<br>2007年7月 新日本アーンストアンドヤング税理士法人入社<br>2007年9月 税理士登録<br>2011年6月 当社監査役<br>2011年7月 柿沼光利税理士事務所設立<br>(現在に至る)<br>[重要な兼職の状況]<br>柿沼光利税理士事務所所長 | 1,800株         |
| <div>再任</div> <div>社外</div> <div>独立役員</div>                                                                                                                             |                                                                                                                                                     |                |
| 社外監査役候補者とした理由および期待される役割の概要<br>柿沼光利氏は税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する高い見識を有しており、取締役会などにおいて積極的に発言され、当社の監査機能の強化に貢献しており、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年となります。 |                                                                                                                                                     |                |

- (注)
- 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 柿沼光利氏は社外監査役候補者であります。
  - 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。
  - 当社は、会社法第427条第1項及び定款第39条の規定に基づき同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とします。
  - 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、任期中に会社法第430条の3第1項に規定する当該保険契約を更新する予定であります。

## 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別報酬の決定方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2006年6月29日開催の第84回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（1事業年度あたり270百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は3名ですが、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

### 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

#### （1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

#### （2）本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

#### （3）信託期間

2021年8月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

#### (4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2021年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり50,900ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、152,700株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2021年5月24日の終値1,191円を適用した場合、上記の必要資金は、約182百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### (5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり50,900ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する株式数の上限は152,700株となります。

#### (6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は50,900ポイント（うち、当社の取締役分として41,400ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、ご参考として、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（50,900株）に2021年5月24日の終値1,191円を乗じた場合、約61百万円となります。

また、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（50,900株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在、自己株式控除後。）に対する割合は約0.52%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### (7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額

(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の個人別報酬の決定方針の概要を以下のとおり変更する予定であります。

＜取締役の個人別報酬の決定方針の概要＞

当社の取締役の報酬は、役位を基に役割や責任に応じた報酬体系とする中、業績および中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とする。

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と短期業績連動報酬としての取締役賞与、中長期業績連動報酬としての株式報酬で構成する。また、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみとする。

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位を基に役割や責任に応じて他社水準、当社の経営内容、経済状況を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

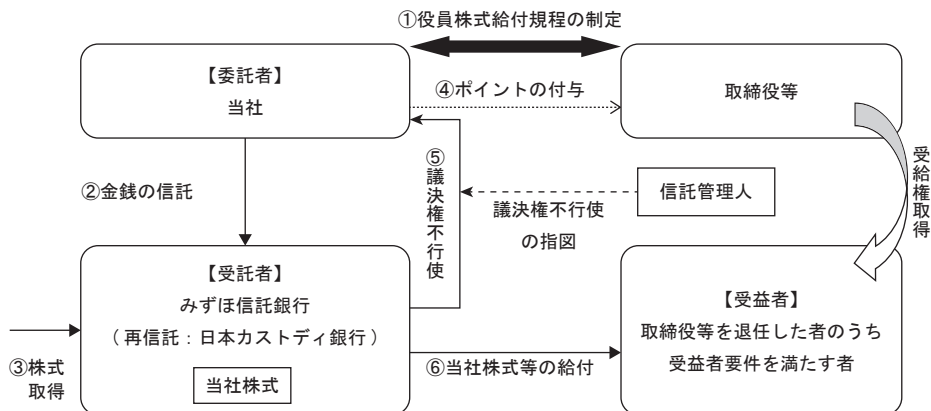
短期業績連動報酬として事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、社外取締役を除く取締役に短期業績連動報酬としての取締役賞与を毎年一定の時期に支給する。取締役賞与は毎年の事業計画で設定した連結営業利益に対する達成度に応じ変動する。なお、各取締役の賞与額は、役位別の基準額に達成度による係数ならびに個人の評価に基づく係数を乗じて決定するものとする。

中長期業績連動報酬として社外取締役を除く取締役に非金銭報酬等として株式報酬（信託型株式報酬）を取締役の退任時に支給する。株式報酬は、中期経営計画の達成度等に連動する業績連動部分と中長期の株価向上への動機づけと一定期間の在籍を条件に支給する非業績連動部分により構成する。業績連動部分については中期経営計画の業績評価（連結売上高および連結営業利益）に基づく係数により変動する。

取締役の報酬は「固定金銭報酬等」、「業績連動金銭報酬等」、「業績連動非金銭報酬等（株式報酬）」により構成し、これらの支給割合は役位を基に役割や責任、業績評価等に基づいて設定するが、概ね固定金銭報酬等が7割、業績連動金銭報酬等が1割、業績連動非金銭報酬等が2割。各業績連動報酬の基本報酬に対する報酬構成比率は、役割に応じて決定する。

個人別の報酬額については、取締役の報酬の決定方針に則り、取締役会の諮問に基づき、指名・報酬委員会の審議・答申を経て、株主総会の決議により決定した取締役全員の報酬の総額の範囲内で、取締役会の委任決議により代表取締役が決定する。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



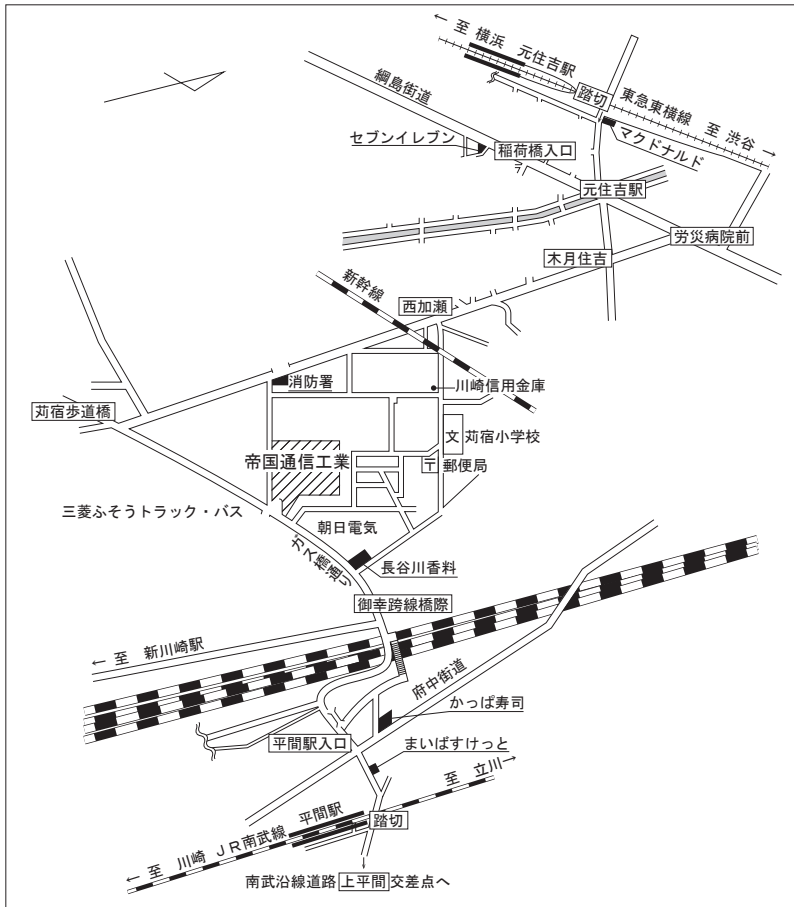
- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a template for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings on the page.

## 株主総会会場ご案内図



会 場 帝国通信工業株式会社 本社会議室  
川崎市中原区荻宿45番1号

交通機関 JR南武線平間駅より徒歩約10分  
東急東横線元住吉駅より徒歩約15分  
JR横須賀線新川崎駅より徒歩約25分（タクシー5分）

（お願い）駐車場スペースに限りがございますので、当日のお車でのご来場は、なるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。